

# 静岡県立大学研究倫理審査委員会規程

平成 22 年 4 月 1 日 規程第 150 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日

平成 29 年 3 月 28 日

令和 3 年 6 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学研究倫理規程第 3 条第 2 項に基づき、静岡県立大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 事務局長
- (3) 学生部長
- (4) 各学部から選出された者 1 人
- (5) 短期大学部から選出された者 1 人
- (6) その他学長が指名する学内外の学識経験者 若干名

2 前項の場合において、副学長を置くときは、当該副学長を委員会の委員とする。

3 第 1 項第 6 号に掲げる者のうち学外の学識経験者は、教育研究審議会の議を経て、学長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

## (会議)

第 4 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる委員 1 人以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、特別な事情のあるものについては、委員会が定めるところにより委員長が判定することができる。この場合は、その判定結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会が必要と認めたときは、申請者は委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

3 審査の判定は、原則として出席委員全員の合意によるものとし、ただし、委員長が必要と認めたときは、3 分の 2 以上の合意をもって判定することができる。

4 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。ただし、委員が申請者のときは、当該審査の判定に加わることができない。

- (1) 承認
- (2) 繼続審査

(3) 再提出勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

5 委員会は原則として非公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、委員会を開くことができる。

6 審査経過及び判定は、記録として保存し委員会が必要と認めたときは公表することができる。

(迅速審査)

第5条 委員会は、国の指針（人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日文部科学省・厚生労働省告・経済産業省告示第1号）に沿った手続で迅速審査を行うことができる。

2 迅速審査について必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は委員長が必要と認めたときは、委員会の委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(教育研究審議会への報告)

第7条 委員長は、毎年度、委員会の審議内容について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年3月28日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。